

野洲市総合事業訪問型サービス
重要事項説明書

有限会社ゆうすげ介護 指定訪問介護事業所

TEL 077-583-2700

野洲市総合事業訪問型サービス 重要事項説明書

〈作成日 令和6年 6月 1日〉

当事業所は、利用者に対して野洲市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスを提供します。訪問型サービスの提供開始にあたり、事業所の概要や提供される訪問型サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことについて、以下のとおり説明します。

なお、当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方、基本チェックリストにて「事業対象者」に該当された方が対象となります。

1 経営主体

法人の名称	有限会社ゆうすげ介護
所在地	守山市下之郷一丁目2番32-301号
代表者名	若井 博之
電話番号	077-583-2700
業種	福祉事業
設立年月	平成15年10月

2 事業所の概要

事業所の名称	有限会社ゆうすげ介護 指定訪問介護事業所
所在地	守山市下之郷一丁目2番32-301号
代表者名	若井 博之
管理者名	若井 博之
電話番号	077-583-2700
総合事業サービスの種類	第1号訪問事業 訪問型サービス
事業所指定番号	野洲市指定 2570700332
事業の実施地域	野洲市

3 事業の目的

この事業は、介護保険法に規定する要支援者および事業対象者であって、援助を要する認知性高齢者、疾病などにより身体が虚弱な高齢者など身体上や精神上的の傷害があり日常生活を営むのに支障がある高齢者等の家庭に対して、訪問型サービスを提供することを目的とします。

4 運営の方針

要支援者などの心身の特性をふまえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営めるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。また、訪問介護の実施にあたっては、関係市町村や地域の保健、医療や福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。また、野洲市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱を遵守します。

5 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日と年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。
営業時間	午前9時00分～午後5時00分
サービス提供日	毎週月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日と年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。
サービス提供時間	午前9時00分～午後5時00分 但し、サービスの提供については、上記以外の時間も派遣できる場合がありますので、詳細についてはご相談下さい。

6 職員の体制

当事業所では、利用者に対して訪問型サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(令和6年 6月 1日現在)

従業者の職種	人員数	職務内容
管理者	1名	従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サービス提供責任者	2名	利用者の状態や意向等を十分に把握した上で、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントに基づいた訪問介護計画を作成します。なお、作成にあたっては、サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ります。 作成した訪問介護計画について、利用者へ説明し、同意を得て交付します。 利用者の状態の変化やサービスに対する意向を定期的に把握します。また、サービス実施状況を把握し、居宅介護支援事業者と調整した上で必要に応じ訪問介護計画の変更を行います。 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容などのサービスに関する指示・指導を行います。また、利用者の状況についての情報を伝えます。 訪問介護員等の能力や希望に応じた研修・技術指導等を行います。
訪問介護員など	20名	訪問介護計画に基づいて訪問介護サービスを提供します。 サービス提供後、サービスの提供日・内容・利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告します。 事業者やサービス提供責任者が行う研修・技術指導等を受けることで、適切な介護技術をもって訪問介護サービスの提供を行います。
事務職員	1名	介護給付費等の請求事務および通信連絡事務等を行います。

7 訪問介護サービスの提供

○訪問介護計画の作成

利用者に係る居宅支援事業者等が作成するケアプラン（介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント）に基づき、利用者およびご家族の意向を踏まえ、訪問型サービスの目標・目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問介護計画を作成します。なお、作成した訪問介護計画は、利用者またはご家族にその内容の説明を行い、同意を得たうえで交付します、

訪問型サービスの提供は、訪問介護計画に基づいて行います。なお、訪問介護計画は心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

○提供する訪問型サービス

利用者の自宅を訪問介護員等が訪問し、自立した日常生活が送れるよう支援します。

※ 身体介護・入浴介助、食事の介助 など

※ 生活援助・部屋の掃除、買い物、食事の準備や調理 など

訪問型サービスとして対応できないサービスがありますので、ご了承ください。

① 原則として、医療行為にあたるサービスは行いません。

② 原則として、ご家族へのサービスは行いません。

③ 原則として、日常生活を営むための家事、介護以外のサービスは行いません。

○サービス内容の変更

事業者は、サービス利用の当日、利用者の都合で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービスの内容を変更することができるものとします。

○サービス提供の記録

訪問型サービスの実施ごとに、サービスの提供日・内容等を記録し、サービス提供の終了時に利用者の確認をうけ、その控えをお渡しします。

8 訪問型サービスの利用料金

下記料金については月ごとの清算とし、毎月20日までに請求書を発行して前月分を請求しますので、10日以内にお支払いください。お支払い後、領収書を発行いたします。

支払い方法は、現金払い、銀行振込、銀行等口座からの振替（引落し）の方法が選択できま

○サービス費用

総合事業のサービス費用は、単位数に地域区分単価（1単位＝10.21円）を掛けて算出したものです。総合事業のサービスを利用する場合、基本的にはサービス費用の1割・2割もしくは3割をご負担いただきます。

なお、総合事業の利用限度額を超えたサービスの利用は、全額利用者の負担となります

（令和6年 6月 1日現在）

サービス名称	単位数 サービス費用	自己負担額のめやす			
		自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割	
基本サービス	訪問型独自サービス/211 （週1回程度）	1176単位/月 12006円/月	1201円/月	2402円/月	3602円/月
	訪問型独自サービス/212 （週2回程度）	2349単位/月 23983円/月	2399円/月	4797円/月	7195円/月
	訪問型独自サービス/213 （週2回超）	3727単位/月 38052円/月	3806円/月	7611円/月	11416円/月
加算	訪問型独自サービス初回加算/2	200単位 2042円	205円	409円	613円
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 介護職員の処遇改善に取り組む事業所に認められる加算	利用実績単位数の18.2%加算			

訪問型サービスは料金が定額制の月額包括報酬です。月の途中で契約開始・契約終了した場合やショートステイを利用された場合、下表のような日割計算となります。

サービス名称	単位数 サービス費用	自己負担額のめやす			
		自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割	
基本サービス	訪問型独自サービス/211日割 （週1回程度）	39単位/日 398円/日	40円/日	80円/日	120円/日
	訪問型独自サービス/212日割 （週2回程度）	77単位/日 786円/日	79円/日	158円/日	236円/日
	訪問型独自サービス/213日割 （週2回超）	122単位/日 1245円/日	125円/日	249円/日	374円/日

○その他

サービス提供記録書などの複写物をご希望される場合は、実費相当額をいただきます。

9 サービスをご利用いただく際のお願い

(1) 守っていただきたいこと

- ① 訪問介護員との個人的な連絡は固くおことわりします。
- ② 訪問介護員との金品のやりとりや貸し借り、個人的な契約も禁止しています。
- ③ 訪問介護員は留守宅での活動は行っていませんので、ご利用の際は必ずご在宅ください。
- ④ 訪問介護員に対し勧誘活動（宗教活動、政治活動、営利活動その他）を行うことはできません。

(2) 訪問介護員の交替について

- ① 訪問型サービス提供にあたり、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
- ② 選任された訪問介護員の交替を希望される場合、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。
- ③ 事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は利用者およびご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) その他

- ① 訪問型サービスの提供時に、利用者又はご家族に感染症が発生した場合は、感染に対する予防措置をとらせていただきますので、予めご了承ください。
- ② 利用予定の前に、利用者の都合により、訪問型サービスの利用を中止または変更することができます。利用予定日の前日までにご連絡をお願いいたします。
利用予定日の前日までに連絡がなく当日利用中止となった場合、当日キャンセル料として1回 1,000円の実費をご負担いただきます。ただし、体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- ③ 暴風雨、大雨、積雪等警報の発令などにより訪問介護員の派遣に危険が及ぶと判断した場合、サービスの提供をお断りもしくは、時間を調整させて頂く場合があります。
- ④ サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。また、事業所に連絡するため電話を利用させていただく場合があります。

10 緊急時の対応方法

訪問型サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、利用者の主治医や医療機関への連絡を行い、医師や看護師の指示に従い必要な措置を講じます。また、ご家族や居宅介護支援事業者など緊急連絡先に連絡します。

11 事故発生時の対応

利用者に対する訪問型サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村や利用者のご家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。

賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12 利用者の苦情・相談窓口

サービス内容のご相談、ご要望、苦情については当事業所窓口にお気軽にご相談ください。

担当窓口 黒木 一雄 TEL 077-583-2700 FAX 077-583-2798

その他苦情受付機関

野洲市介護保険課 TEL 077-587-6074

野洲市地域包括支援センター TEL 077-588-2337

13 第三者による評価の実施状況等

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

14 人権への配慮等

事業者の責務として、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し研修の機会を確保しています。

訪問型サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者（現に世話をしている家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報します。

15 業務継続計画

災害や感染症が発生した場合でも、利用者が継続して居宅サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修や訓練を実施します。

16 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

17 衛生管理

感染症の予防及び、蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し研修や勉強会等を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

18 秘密保持等

事業者および従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報やプライバシー等の秘密を保持します。

年 月 日

訪問型サービスの提供にあたり、本人(代理人)に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	守山市下之郷一丁目2番32-301号 有限会社ゆうすげ介護 代表取締役 若井博之 印
事業所	守山市下之郷一丁目2番32-301号 有限会社ゆうすげ介護 指定訪問介護事業所 管理者 若井博之
説明者	有限会社ゆうすげ介護 指定訪問介護事業所 氏名 印

私は、本書面に基づいて、事業者から訪問型サービスについて重要な事項の説明を受けました。

本人	住所 氏名 印
代理人	住所 氏名 印